

令和元年8月8日に開催された伊丹市居宅介護支援事業所集団指導で質問のあった以下の2点の内容について回答いたします。

質問1

ターミナルケアマネジメント加算については在宅で死亡した利用者に対して加算となっているが、最期を病院で迎えた利用者については、そのほかの要件を満たしていても算定できないのか。

市の回答

国の通知によると、ターミナルケアマネジメント加算と利用者の医療機関への搬送については、以下のとおりです。

(4) ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケアマネジメント加算を算定することができるものとする。(老企第36号第3の17)「令和元年10月版介護報酬の解釈1単位数表編 社会保険研究所 p 717」

上記の場合については在宅で死亡しなかった利用者について算定できるという解釈になります。

質問2

福祉用具貸与における紹介率の考え方で、福祉用具貸与の価格が他の事業所より安価なことを理由に、特定の福祉用具貸与と事業所に対してケアプランへの位置づけが集中する場合は、減算にかかる「正当な理由の範囲」にあたるか。

市の回答

居宅介護支援費の特定事業所集中減算にかかる「正当な理由の範囲」については、国の通知によると、「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合」などが示されています。

一方で、本市においては、まず、「指定居宅介護支援事業」とは、利用者の意志及び人格が尊重されることを基本として提供されるべきものと考えております。そのため、「適切なケアマネジメントを行った結果と確認できると市が認めた場合」についても、正当な理由の範囲にあたるとしております。

この度の質問にある「福祉用具貸与の値段が他の事業所より安価」な点を理由に特定の事業所に集中してケアプランへの位置づけがある場合の正当な理由の範囲に関しては、福祉用具貸与と事業所が提供するサービスの質の一側面である「値段」だけではなく、「サービスの全体の質が高いこと」を希望する等、利用者を選択できるように、利用者の生活環境や生活課題に適切に提供をしていただいていることが計画書等から客観的に判断できることが必要です。